

横須賀市こども誰でも通園制度補助金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、こども誰でも通園制度（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）に係る経費の一部を補助することにより、未就園児のいる家庭への支援を行うことを目的とする。

（通則）

第2条 前条の補助金の交付については、横須賀市補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 この要領による補助金（以下単に「補助金」という。）の交付の対象者は、法第34条の15第2項に規定する認可を受けた施設とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- （1）横須賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「市条例」という。）に規定する基準を満たす事業であること。
- （2）保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園しておらず、かつ市内に在住する0歳6か月から満3歳未満までの児童（認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く。）に通園する児童は対象に含む。）を対象とした事業であること。
- （3）市と事前に協議した上で、実施方法を定める事業であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、基本分と各種加算分の合計とし、別表に定めるところとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市が別に定める期日までに、横須賀市こども誰でも通園制度補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市に申請しなければならない。

- （1）補助事業等実績報告書
- （2）前号に掲げるもののほか、市が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付することを決定したときは横須賀市こども誰でも通園制度補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことを決定したときは横須賀市こども誰でも通園制度補助金不交付決定通知書により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

2 市は、前項の規定による補助金の交付の決定にあたって、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(請求)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市が別に定める期日までに、横須賀市こども誰でも通園制度補助金請求書により、市に補助金の交付を請求することができる。

(指導監査等)

第9条 市は、補助事業者による事業の実施状況等について、必要に応じて調査又は監査等を行うものとする。

2 市は、前項の規定による調査又は監査等において、必要があるときは補助事業者に対し指導・勧告又は助言を行うことができる。また、この要領の定めに適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずることを補助事業者に命ずることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する調査又は監査等に協力しなければならない。また、前項に規定する指導・勧告又は助言に応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) この要領その他法令等の定めに違反したとき。

(4) 法第58条第2項の規定により実施施設の認可が取り消されたとき。

(5) 合理的な理由なく事業を実施せず、市の指導・勧告を受けても是正されないとき。

(6) 事業の遂行が困難となったとき。

(7) 事業に係る市の指導・勧告を受けても是正に必要な措置を講じない、市が指示した書類等を提出しない等、事業の継続が不適當であると市が認めるとき。

- 2 市は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すときは、横須賀市こども誰でも通園制度補助金取消通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとし、補助事業者の名称（実施施設の名称を含む。）、取消事由、取消年月日を公表するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助事業者に対し既に補助金が交付されているとき、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第12条 市は、前条の規定及び補助金等交付規則第14条の規定により補助金の返還命令を受けた者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付していない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、必要と認める間、その交付を停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（消費税仕入控除税額の報告等）

第13条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市に報告しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備保管）

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、市の求めに応じて提出できるようにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日をもって廃止する。

(別表)

項目	類型	要件	単価
預かり対応	ア 0歳児	第4の(2)に規定する児童のうち、0歳児の利用があった場合	利用時間1時間あたり1,300円
	イ 1歳児	第4の(2)に規定する児童のうち、1歳児の利用があった場合	利用時間1時間あたり1,100円
	ウ 2歳児	第4の(2)に規定する児童のうち、2歳児の利用があった場合	利用時間1時間あたり900円
要支援家庭等 対応強化加算	ア 障害児	第4の(2)に規定する児童のうち、障害児の利用があった場合	利用時間1時間あたり400円
	イ 医療的ケア児	第4の(2)に規定する児童のうち、医療的ケア児の利用があった場合	利用時間1時間あたり2,400円
	ウ 要支援家庭	第4の(2)に規定する児童のうち、要支援家庭の児童の利用があった場合	利用時間1時間あたり400円

利用者負担額 軽減対応加算	ア 生活保護	第４の（２）に規定する児童のうち、生活保護受給世帯の児童の利用があった場合	利用時間１時間 あたり３００円
	イ 市民税非課税	第４の（２）に規定する児童のうち、市民税非課税世帯の児童の利用があった場合	利用時間１時間 あたり２４０円
	ウ 市民税所得割	第４の（２）に規定する児童のうち、父母分の市民税所得割額が ７７,１０１円未満の世帯の児童の利用があった場合	利用時間１時間 あたり２１０円
	エ 要支援家庭	第４の（２）に規定する児童のうち、要支援家庭の児童の利用があった場合	利用時間１時間 あたり１５０円

備考

- １ 預かり対応加算において、算定基礎となる児童の年齢は当該児童の年度当初の年齢をいう。
- ２ 預かり対応加算については、利用者の都合による当日の利用キャンセルがあった場合、当初の利用予定時間に利用があったものとみなして加算の対象とする。ただし、当該時間を活用してその他の児童の預かりを実施した場合、当初の利用予定児童の利用予定時間は加算の対象としないものとする。
- ３ 要支援家庭等対応強化加算については、児童が複数の類型に該当する場合、いずれか一つのみを適用して加算するものとする。また、利用者の都合による当日の利用キャンセルがあった場合、当初の利用予定時間に利用があったものとみなして加算の対象とする。ただし、当該時間を活用してその他の児

童の預かりを実施した場合、当初の利用予定児童の利用予定時間は加算の対象としないものとする。

- 4 要支援家庭等対応強化加算イの「要支援家庭」とは、こども家庭支援センターにおいて、「サポートプラン」が作成されている、若しくは作成対象となっていることなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると市が認めた家庭のこどもとする。
- 5 利用料負担額軽減対応加算エの「要支援家庭」とは、保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥っている又は陥る可能性がある家庭とする。
- 6 この表において「障害児」とは、次のいずれかの要件に該当する児童をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない児童で特別な支援を必要とする次のいずれかに該当する児童
 - ア 横須賀市療育相談センター（横須賀市以外の同等の施設を含む。）に通院しており、療育プログラムの提案を受けている児童
 - イ 前号に準じた状況のため、医療機関に通院している児童
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、特別な支援を要すると市が認める児童
- 7 この表において「医療的ケア児」とは、人工呼吸器を装着している児童等、日常生活を営むために医療を要する児童であると市が認めた児童をいう。
- 8 利用者負担額軽減対応加算については、児童が複数の類型に該当する場合、いずれか一つのみを適用して加算するものとする。